

「災害とジェンダー」の課題 東日本大震災後1カ月の時点で

伊藤真知子

1 はじめに

2011年3月11日14時46分、三陸沖の牡鹿半島東南東130Km付近の水深約24Kmの海中でマグニチュード9.0の地震が発生、宮城県北部で震度7、青森県から千葉県までの広域にわたって震度6強～1の激しい揺れの後、巨大な津波が東北地方から関東地方にかけての沿岸地域を襲い、非常に広域かつ甚大な被害をもたらした¹。同時に、東北電力福島第一原子力発電所で事故が発生、放射線汚染物質の放出等が続いている。後世に長く語り継がれるであろう「東日本大震災」の始まりである。

その後の余震は、震度6強という大規模なものも含め、夥しい数にのぼる。約1カ月が経過した4月13日現在の被害は、死者13,333人、行方不明者15,150人となっており、避難者は140,468人（原発事故周辺地域からの退避を含む）、そのうちのほとんどが今なお避難所（2,319カ所）で生活している²。ライフライン（電気、水道、ガス、電話等）の復旧していない地域も多い。多数の被災者が家族を失い、住む家を失い、そして職場を失っており、命をつなぐ水、食糧、衣類、住まい、医療等さえ、十分とはいえない状況である。被災地における経済活動再開はいまだ少数にとどまり、国内経済への影響ばかりか、世界経済にも大きな懸念を与えている。

被災地では行政関係者等の不眠不休の努力による対応が続けられており、救援物資、義援金など、国内外からの救援・支援も届けられるようになった。とくに民間のボランティアやNPOの活動が、日を追うごとに広がってきている。携帯メールやツイッター等の新しいメディアが震災発生直後から人々の重要な情報源となり、インターネットとともに、救援活動の重要なツールとなっている³。

このように被災地支援さらに復興への歩みが、多くの困難のもとで遅れながらも進んでいる一方、とり残され忘れられがちな問題も少なくない。ここでは、

その一つとして、「災害とジェンダー」の問題について考えてみたい。「災害とジェンダー」に関する研究は一定の成果をあげてきたが、現実の災害支援・復興の現場にそれが反映され、活かされているとはいえない。災害支援・復興のすべての過程において必要とされるはずの「ジェンダーの視点」の欠落が、今回の震災対応についてもすでに指摘されている⁴。男女共同参画政策において基本計画上に防災（復興）が位置づけられ、防災基本計画上に男女共同参画の視点が加えられるようになったが、現実には、災害におけるジェンダー格差が生じている。このような問題意識から、「災害とジェンダー」にかかわる現在の課題を整理していくこととする。以下では、まず、「ジェンダーの視点」および「災害とジェンダー」研究成果について確認し、男女共同参画政策および防災政策における位置づけを見たとうえで、このたびの震災への対応について触れる。そして、阪神・淡路大震災等の経験を踏まえ、震災後約1カ月間の報道情報およびインターネット上の情報を活用しながら、「災害とジェンダー」にかかわる現時点での課題を洗い出し、まとめていきたい。

2 「災害とジェンダー」研究

(1) ジェンダーの視点

ジェンダー（gender）とは、人間の性別に関して、社会的・文化的に形成された性別をさす概念である。生物学的な性別（sex）と区別され、社会において「男とはこういうもの／女とはこういうもの」「男らしさ／女らしさ」とされている通念であり、人間を男／女に二分し、しかも非対称的な階層秩序をもたらす区別である。1960年代末以降の男女平等をめざす諸活動のなかから、「女性」に注目し、女性の経験に光を当てて研究する「女性学」が生まれ、そのなかで「ジェンダー」概念が使用されるようになってきた。女性だけを問題にするのではなく男女の関係性を問題にするジェンダー研究が進展し、定着してきたのである。

ジェンダー研究は、「ジェンダーに敏感な視点」ないし「ジェンダーの視点」によって社会の諸事象を分析・研究する。ジェンダーは、「民族や文化・人種・エスニシティ、階級、年齢、障害の有無などによって」多様性をもつことが知られており、したがって、ジェンダーの視点は、「単に人間という種における

男女という生物学的性別に配慮するだけでなく、『民族や文化・人種・エスニシティ、階級、年齢、障害の有無などによって多様性をもつ性別＝ジェンダー』に十分配慮する視点⁵をいう。

男女共同参画社会基本法（1999年6月公布・施行）において、男女共同参画社会の形成は「21世紀我が国社会を決定する最重要課題」（前文）と位置づけられた。これを受けて策定された男女共同参画基本計画（2000年12月）は、重点課題2の（2）に「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点を定着させ、職場・家庭・地域における様々な慣習・慣行の見直しを進めることを目的として、広報・啓発活動を展開する」こととした。2010年12月閣議決定された第3次男女共同参画基本計画においてジェンダーという用語は、「国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視」「男女別等統計（ジェンダー統計）の充実」「ジェンダー予算の推進に向けた検討」「ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する調査研究の一層の充実」「ジェンダーと開発分野」「ジェンダー主流化」「ジェンダー研修」等の形で使用されている。

（2）「災害とジェンダー」研究

ジェンダーの視点からの災害・復興に関する研究は、「開発とジェンダー」分野などにおいて、1990年代以降、進展してきた。日本国内では、阪神・淡路大震災（1995）、新潟中越大地震（2004）、海外ではスマトラ沖大地震・インド洋津波災害（2004年）、パキスタン大地震（2005年）等の大規模災害に関する研究が積み重ねられている。

まず、池田恵子（2010）をもとに、「災害とジェンダー」研究について概観していくことにしたい。「災害とジェンダー」に関する研究・実践は、1990年代半ばに誕生し、「とりわけ初期の『災害とジェンダー』研究の多くは、男性とは異なる『女性の災害経験』や『防災における女性の視点・ニーズ』、男女の被害の格差や復興の不平等などを実証的に示すことに力を注いだ」のであり、それは「防災・緊急救援の現場に対して、男女別の被災・復興統計の整備、地域防災計画への女性の参加、そして緊急救援活動のジェンダー指針の整備などを促すという一定の成果をもたらした」（池田2010:1）。その一方で、女性の災害経験の単純化・画一化や「女性＝災害弱者」というステレオタイプ化、男性

への視野の欠落などが課題として指摘されるようになった。そして「多様な男女の多様な災害経験」の理解と実践的対応という、「災害とジェンダー」研究当初の目標に向けて洗練を求められる段階に入ったのである。そうした段階の研究手法として、池田は、脆弱性（vulnerability）と能力（capacity）・回復力（resilience）という概念を用いた脆弱性分析にジェンダーの視点を組み込むことについて検討している⁶。

初期の「災害とジェンダー」研究においては実証されたのは、①人的被害に男女差があり、女性の犠牲が多いこと、②災害時にはジェンダーによる性別役割分担が強化されることにより、女性の労働負担が増加、他方復興のための経済的資源へのアクセスが不利になること、③女性への暴力が増加するなど人権が守られにくくなること、④女性は多くの役割を担い、災害を切り抜ける知恵や回復力をもっていること、の4点であると池田は整理している。女性が、①～③のような災害時の不利な状況から脱するには、災害リスク軽減の役割を正当に評価すること、女性が防災の主体となり回復力を高めることが不可欠であることが明らかにされたという（同上:2-6）。このような研究成果の一方で、「災害の社会科学と防災の実践においてジェンダーの視点が依然として広範に根強く欠落している」状況があること、「例えば、未だに大半の災害では、男女別の被害統計が入手困難」で、男女別ニーズに対応することができるのか疑問であるとする。ジェンダー研究の分析手法の精緻化の一方で、現場においては、研究成果が災害対応や復興計画に活かされる状況にはいたっておらず、ジェンダーの視点の導入が課題として残されている。そんななかで、地域防災計画の立案・実施ツールとして、住民参加アクション型の脆弱性分析手法が各国で導入されていることは、地域の文脈に即して多様なジェンダー・ニーズを組み込む可能性が高いゆえに、一つの希望であるという（同上:6）。

以上から、研究における分析手法の洗練が、現場から乖離することなく、ジェンダー視点の導入と男女別ニーズへの対応等、現場におけるプラスの変化へとつながり、災害時の犠牲や災害対応の負担を減らすことへとつながるような、実践的研究が要請されているといえよう。

3 男女共同参画政策と災害・防災

(1) 第3次男女共同参画基本計画における防災（復興）

「災害とジェンダー」にもとづく災害対応の考え方は、政策のなかにどのように組み込まれているのだろうか。まず、男女共同参画政策関連を見ていこう。男女共同参画基本計画（2000年）の改訂作業中に2004年10月新潟中越大地震が発生、政府の現地対策本部に初の「女性の視点」担当職員が派遣された。これを機に、第2次計画のなかに「防災、災害復興」が「新たな取り組みを必要とする分野」の一分野として盛り込まれた。第3次男女共同参画基本計画においては、重要分野を第2次計画の12から15分野へと拡充、「防災」が第14分野「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」のなかに位置づけ

表1 「4 防災における男女共同参画の推進」

施策の基本的方向	
被災時には、増大した家庭の責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制を確立する。	
具体的施策	担当府省
<p>ア 防災分野における女性の参画の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の視点が反映されるよう、地域公共団体などに対して要請するなど、その推進を図る。 ・防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。 	<p>内閣府、総務省 内閣府、関係府省 内閣府、関係府省</p>
<p>イ 防災の現場における男女共同参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における女性高齢者等の被災が多いため、防災施策の立案、実施及び情報提供に当たっては、女性、高齢者、外国人等の視点も踏まえる。また、緊急時における連絡体制の整備や、避難誘導等に関して平時からの高齢者、外国人等に対する知識の普及・学習機会の拡充を図る。 ・地方公共団体の災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるよう支援を行う。 ・男女の参画や、災害や防災に関する知識の修得を進める。また、固定的な性別役割分担意識の見直し、方針決定過程への女性の参画の推進、及び女性リーダーの育成など、男女共同参画の視点を取り入れることを推奨する。 ・避難場所や災害ボランティア活動などの場において、安全の確保など男女共同参画の視点からの配慮がなされるよう図る。 ・消防職員・消防団員、警察官、自衛官等について、防災現場に助成が十分に配置されるよう、採用・登用の段階を含めて留意する。また、平時訓練などその職業能力の向上についても配慮する。 	<p>内閣府、関係府省 内閣府、総務省 内閣府、関係府省 内閣府、関係府省 警察庁、総務省、 防衛省</p>
<p>ウ 国際的な防災協力における男女共同参画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災協力イニシアティブ」(平成17年1月18日)に基づき、国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行う。 	<p>外務省、関係府省</p>

出典：内閣府,2010,pp.109-110

られた。「防災における男女共同参画の推進」にかんする施策の基本的方向(2020年度まで)および具体的施策(2015年度末までに実施)は、表1のとおりである。

施策の基本的方向は、第2次計画を踏襲しているが、具体的施策では「ア 防災分野における女性の参画の拡大」において、「男女双方の視点に充分配慮」(第2次)から「男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の視点が反映されるよう」(第3次)、高齢者・外国人等にも拡大され、また「イ 防災の現場における男女共同参画」に、「避難場所や災害ボランティアなどの場において…」の一項目が追加された。他方「災害復興に当たるボランティア、NPO、NGOとの連携を図り、男女共同参画の視点を踏まえた復興支援が行われるよう努める。」の一文は削除された。ただし、同じ第14分野「1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり」に、NPO、NGO等の「地域活動を行っている団体とのネットワークの構築、連携を促進する」ことが明記されているため、防災(復興)に関する連携についてもここに含まれると考えることができる。

国の男女共同参画基本計画においては、以上のように防災(復興)分野が位置づけられている⁷。今回の震災発生以後の具体的な対応として、2011年3月16日、内閣府男女共同参画局は、関係機関に宛てて「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について(避難所等での生活に関する対応の依頼)」、3月24日「女性被災者に対する相談窓口の設置及び周知並びに懸念される女性に対する暴力への対応について」通知した。4月4日には、各都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課に宛てて「東日本大震災に関しての女性や子育てのニーズを踏まえた被災者支援等について」が出ている。いずれも「男女共同参画情報メール」や男女共同参画局ホームページを通じて情報公開されている。このような依頼や情報提供が、現地において的確に実施に移されることを望みたい。

さて地方自治体においては、それぞれの男女共同参画計画のなかに防災(復興)について書き込むことはもとより、防災計画や復興計画のなかに男女共同参画の視点を組み込んでいくことが必要である。阪神・淡路大震災の経験を踏まえて、「確実に仕組みのなかに組み込む」こと、「行政計画や職務文書の中に、ジェンダーの視点や女性への配慮を、優先事項として位置づけておく。……確実に履行される必須事項のレベルまで高めておく。それをすべての部署でやっておく」⁸ことの重要性が指摘されている。

同時に、行政計画の策定等にかかわる審議会や検討委員会への女性の参画が重要であり、「アリバイ的に使われるのではなくて、きちんと発言権まで確保するような立場で送りこむよう注意すること」⁹が必要である。真の意味で参画できる女性の人材育成、エンパワーメントの課題は大きい。この点については、後述したい。

(2) 防災基本計画における男女共同参画の視点

ところで、国の災害・防災にかかわる政策には、どのように男女共同参画の視点（ジェンダーの視点）が反映されているのだろうか。

災害対策基本法（1961年）にもとづく国の防災基本計画（中央防災会議 2008年）には、2008年に実施された一部修正のなかの一項目として、「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立」が追加された。「防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する」というものである。これにより、震災編をはじめ各編に、以下のような記述が加えられた。

- ・男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。
- ・防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
- ・消防庁及び地方公共団体は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。
- ・地方公共団体は、自主防災組織の育成、強化を図るものとする。このため、組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- ・避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢

者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮すること。特に避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

以上のように国の防災基本計画に明記された男女共同参画の視点が都道府県レベルで、さらにもっとも住民に身近な市町村レベルで有効に機能するためには、各自治体における防災計画のなかに男女共同参画の視点を組み込んでいくことが不可欠である。

具体的な震災対応の一環として、「被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム」が2011年4月4日、関係府省の局長等から構成され設置された。4月6日に「被災地等における安全・安心の確保対策について」が決定され、男女共同参画関連では、次の項目が入っている。

- ・避難所における防犯対策、相談への対応（女性警察官の派遣、女性や子育てに配慮した避難所の設計や生活環境整備、避難所運営への女性の参画、女性に対する暴力に関する相談サービス等）
- ・被災地における子ども・女性への支援（避難所等で生活する妊産婦や乳幼児への専門的・長期的な支援等）
- ・復興期のまちづくりにおける治安基盤の確立（女性を含む住民の参画、犯罪の起きにくいまちづくりの総合的推進）

これらの各項目が確実に実施され、安心・安全が確保されることを期待したい。

4 「災害とジェンダー」をめぐる現実の課題

「災害とジェンダー」研究において実証的に明らかにされてきた成果が4点にまとめられていることは、前述したとおりである。以下では、それぞれについてより詳細に見ていこう。

（1）人的被害に男女差があり、女性の犠牲が多いこと

女性の犠牲者が多いことは、多くの災害において記録されている。阪神・淡路大震災においては、死者6,402人のうち女性は3,680人（57.5%）で、男性の

2,713人を約1000人上回っており、とくに高齢になるほど女性の死者の割合が増えている（兵庫県 2005）。また、インド洋大津波では、北アチェ県では366人の死者のうち287人が女性であり、男性の3.5倍にのぼるなど、大きな差があったことが、NGOのオックスファムにより報告された（松野 2005:16）。要因としては、体力差などより「むしろ、日常生活の中で情報へのアクセスと意志決定において、女性は他律的であることが期待され、自ら危機に対応するという機会を与えられてこなかったことのほうが重要な要因であると考えられる」という（池田 1996:133-134）。バングラディシユのサイクロンの事例による分析であるが、日本の状況に照らしても、示唆に富む指摘である。

東日本大震災の死者のうち、4月11日までの1カ月間に確認された死者（13,135人）の検視結果では、男性45.5%、女性が53.6%と男性を上回っており、年齢層では60歳以上が65.2%を占め、津波による水死が92.4%にのぼった（朝日新聞2011年4月20日朝刊）。警察庁が男女別の統計を発表したのは、震災発生以来初めてではないかと思われる。ジェンダー統計の重要性について、あらためて認識したい。

- (2) 災害時にはジェンダーによる性別役割分担が強化されることにより、女性の労働負担が増加、他方復興のための経済的資源へのアクセスが不利になること
- 災害時に女性の家事労働時間が増大することが報告されている。東日本大震災の被災地ではライフラインの復旧が遅れており、1カ月を超える避難所生活において、飲料水や食料の確保、乳幼児・子どもの世話や高齢者の介護などで女性の負担は確実に増していると思われる¹⁰。また避難所生活や、自宅が無事であったゆえの震災同居や夫婦の一時的な別居など、家族関係における精神的負担や心労なども女性に重い。女性の家庭役割の増加や仕事との軋轢は、阪神・淡路大震災や新潟中越大地震後、多くの女性たちによって経験され、語られてきた（清原2006:35-36、ウィメンズネット・こうべ編、1996等）。たとえば、次のような例があげられる。「神戸・阪神間で10万人近い人が解雇され、その多くの女性の非正規労働者だったと言われるが、実数は把握できていない」（相川2006:8）。「仕事を持っていても、女性であることで家庭的責任を担うことを家族にも周囲にも期待され、介護や家庭内や避難所での仕事をせざるを得ない

状況になりました。『女性だからといって出社しないのは不公平』という会社の声と『女だから家の中のことをするのが当然』という避難所での声の板ばさみになったため、職場復帰が本人の意思にかかわらず男性管理職より2週間遅れ、降格してしまった女性管理職などの例がありました」(大島 2011)。

(3) 女性への暴力が増加するなど人権が守られにくくなること

災害による2次被害にはさまざまなものがあるが、女性に対する暴力の増加は、深刻な2次被害となっている。阪神・淡路大震災においても性暴力の被害が報告された(正井2005:7-8)。「私たちは性暴力を許さない」をテーマに230人余が参加しての集会を開催、ところが、その後強烈なバッシングにさらされたという(同上)。「嫌なことから目を背けたい心理」、海外メディアが報じ自らの支えとなった「略奪もせず辛抱強く順番を待つ被災者」像など複雑な被災者心理への理解が必要だが、一方で、災害の混乱時にはレイプやドメスティック・バイオレンスなど、「女性への暴力が増えることを想定し、防ぐ手立てを災害対策マニュアルに組み込んでおく必要がある」と指摘されている(相川 2006:9)。

(4) 女性は多くの役割を担い、災害を切り抜ける知恵や回復力をもっていること

災害時の女性は、さまざまに不利な状況のもとにあるのだが、一概に「災害弱者」とはいえない。女性たちも多様であり、それぞれ多様な経験をもっている。阪神・淡路大震災において、復興の現場で大きな役割を担ったのは実は女性たちだった(清原2006:36-37)。清原によれば、女性たちの視点の強みは3つあるという。ひとつは、日々の暮らしを担う生活者であったことである。毎日の衣食住を整えるべく、新たな人間関係をつくっていかざるを得なかったのである。2つめは、肩書きにとらわれないヨコの人間関係、個人と個人の信頼関係に裏打ちされたネットワークを紡いでいったこと。官と民の女性たちが、復興の制度そのものを作るために協働するプロセスにおいて、このようなネットワークが現場を動かす力になったという。3つめに、議論の堂々めぐりより、まず行動し、そのなかで考えていったことにより、実績をあげていったことである。

現に今も東北の被災地で、多くの女性たちが現場を担っている。自治体職員

や医療・福祉関係者、教員、心理士等ばかりでなく、ボランティア、NPOのスタッフなど、多くの女性たちがそれぞれの持ち場で力を尽くしている。

このような女性が発揮している現実の強みを復興の議論や計画づくりのなかに活かし、女性の視点、ジェンダーの視点が復興計画に反映されていくことが大切なのである。

5 おわりに

東日本大震災による被害の全容は今もって明らかになっておらず、復興までの道のりは長く険しいことが予想される。相原（2011）の指摘のとおり、①大津波の被害、②原子力発電所の事故による避難という「二重の災難」、③被害が広域で余震もあることによる救援の遅れなど、過去の災害と大きく様相が異なっている。復興の道のりが困難であればこそ、ジェンダーの視点を組み込みながら、女性の積極的な参画によって、「人間が生きている暮らしの現場が置き去り」¹¹になることのない災害対策、復興を進めていくことの重要性を強調したい。

そこで、必要になるのが、女性の積極的な参画を実現していくための女性自身によるエンパワーメントである。女性の強みの一方で、「自分がどうしたいか、という話になかなかならない。こうした問題についての女性自身のエンパワーメント(力をつけること)の必要ということについて...打ちのめされました」(清原2006:36)という現状を変え、たとえば、採用・登用のチャンスにあたって「採用される意思」¹²を醸成する必要がある。ワークショップなどを通じた学習機会、リーダーシップトレーニング等の実施が求められており、その実施主体として、男女共同参画センター等や大学、そして女性団体、NPO等の役割は重要である。

ジェンダーのもつ権力関係を超え、災害時に出現する女性の不利な状況を作らない、減じていくための取り組みが求められている。平常時からジェンダーの視点を社会のあらゆる分野、とりわけ社会制度・慣行のなかに組み込んでいくこと、それは、公益社会の実現に欠かすことのできない課題であるといえよう。

おわりに、「災害とジェンダー」に関して、災害時の男性の問題など、言及

できなかった問題が多く残されており、今後の課題としたい。東北の地で生きる立場から、そして女性学・ジェンダー研究の立場から、調査研究を通じて、被災地復興に貢献できればと考えている。本研究ノートは、そのささやかな発のしるしとして記したものである。

注

- ¹ 4月14日東日本大震災復興構想会議（第1回）の公開資料による。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/fukkou/dail/gijisidai.html>
- ² 同上。
- ³ 震災発生の2日後には山地（2011）がNPO法人ウィメンズ・アクション・ネットワークのホームページ上にアップされ、さらに数日後には、堂本暎子前千葉県知事から大量の災害とジェンダー関連情報がEメールで届いた。以後インターネットを通じて得た災害とジェンダー関連の情報は、膨大な量にのぼる。実際的な情報が満載されているものとして、たとえば、「災害と女性」情報ネットワークのホームページを参照。
<http://homepage2.nifty.com/bousai/index.html>
- ⁴ 相川（2011）、山地（2011）など。
- ⁵ 日本学術会議学術とジェンダー委員会，2006，p.1。
- ⁶ 脆弱性についての日本語文献としては、浦野（2007）を参照。
- ⁷ 「男女共同参画」という用語は造語であり、英語への政府訳はgender equalityで、ジェンダー平等（男女平等）と同義である。したがって、「男女共同参画の視点」は、ジェンダー平等の視点であって、多様性をもちながらも対等・平等であることを含意するジェンダーの視点（ジェンダーに敏感な視点）と同様のものとして、本稿ではとらえている。
- ⁸ シンポジウムにおけるコーディネーター相川康子氏のまとめの発言より。独立行政法人国立女性教育会館，2006，p.55参照。
- ⁹ 同上。
- ¹⁰ 1カ月経過後に筆者が宮城県女川町の避難所を訪ねた際の実感である。段ボールで囲っただけのわずかなプライバシーしかない避難所の生活は、誰にも大きなストレスとなるだろうが、女性にはなおのこと苛酷な状況である。なお、避難所生活解消の見通しは立っておらず、4月16日までに完成する仮設住宅は、被災地全域でわずか276戸である（2011年4月17日朝日新聞）。
- ¹¹ 上記シンポジウムにおけるパネリストの松野明久氏の発言より。独立行政法人国立女性教育会館，2006，p.57参照。
- ¹² 同上，p.44参照。

引用文献・参考文献

- 相川康子, 2006, 「災害とその復興における女性問題の構造 阪神・淡路大震災の事例から」独立行政法人国立女性教育会館, 2006, pp.5-14 .
 , 2007, 「災害におけるジェンダー」大矢根淳・浦野正樹・田中淳・吉井博明編『災害社会学入門』弘文堂, pp.223-240 .
 , 2011, 「緊急提言 東日本大震災後の課題 男女共同参画社会を基本に」『女性展望 第633号』(財)市川房枝記念会 出版部, pp.5-6.
- アジア女性資料センター, 2005, 『女たちの21世紀 No.42』アジア女性資料センター .
 Anderson, Cheryl L. , 2006, “ Did You Say Gender and Disaster?: Understanding Gender Dimensions in Reducing Disaster Risks ”, 独立行政法人国立女性教育会館, 2006, pp.15-30 .
- 生島祥江・池田清子・中野智津子・能川ケイ・細見明代・梶谷佳子・西田恭仁子・大野かおり, 1998, 「仮設住宅住民の健康と生活に関する実態調査」『神戸看護大学短期大学部紀要 第17号』 pp.9-15 .
- 池田恵子, 1996, 「ジェンダーと災害 パングラディシユのサイクロン対策」関啓子・木本喜美子編, 『ジェンダーから世界を読む』明石書店, pp.121-147 .
 , 2010, 「ジェンダーの視点を取りこんだ災害脆弱性の分析: パングラディシユの事例から」『静岡大学教育学部研究報告(人文・社会・自然科学篇)』第60号, pp.1-16, <http://dl.handle.net/10297/5232> .
- ウィメンズネット・こうべ編, 1996, 『女たちが語る阪神大震災』木馬書館.
- 浦野正樹, 2007, 「災害社会学の岐路 災害対応の合理的制御と地域の脆弱性の軽減」大矢根淳・浦野正樹・田中淳・吉井博明編『災害社会学入門』弘文堂, pp.35-43 .
- 大島照美子, 2011, 「防災・災害復興と女性 新潟中越地震から見えたこと(講演要旨)」酒田市男女共同参画センターウィズ, 『ウィズ・レター第57号』 p.3 .
- 清原桂子, 2006, 「平成17年度女性の学習国際フォーラム『災害と女性のエンパワーメント』基調講演: 防災・災害復興に活かす女性の視点・女性の力 阪神・淡路大震災後の10年」独立行政法人国立女性教育会館, 2006, pp.33-39 .
- 鈴木有・青野文江・後藤正美, 1995, 「三陸はるか沖地震における人身被害の特徴」地域安全学会『地域安全学会論文報告集(5)』 pp.185-192 .
- 瀬沼頼子, 2007, 「自然災害と女性(1) 大規模地震災害と女性視点」昭和女子大学近代文化研究所『学苑 No.804』 pp.62-77 .
- 田中由美子・大沢真理・伊藤るり編著, 2002, 『開発とジェンダー エンパワーメントの国際協力』国際協力出版会 .
- 田辺聖子, 1996=1999, 『ナンギやけれど…… わたしの震災記』集英社 .
 中央防災会議, 2007, 「防災基本計画」.

- 角崎悦子, 2005, 「防災における女性の役割 アジアの持続可能な開発を目指して」『We learn No.636』財団法人日本女性学習財団.
- 独立行政法人国際協力機構公共政策部／ジェンダーと開発タスクフォース, 2009, 「課題別指針 ジェンダーと開発」.
- 独立行政法人国立女性教育会館編集, 2006, 『国立女性教育会館研究ジャーナル第10号』(ホームページ上でも公開 <http://www.nwec.jp/jp/publish/record/journal.html>).
- 独立行政法人国立女性教育会館, 2006, 「シンポジウム 男女共同参画による防災・減災・復興・支援戦略とは」独立行政法人国立女性教育会館編集, 2006, pp.41-58.
- 内閣府, 2010, 「第3次男女共同参画基本計画」.
- 中井久夫, 1995, 「災害がほんとうに襲った時」中井編『1995年1月・神戸』みすず書房.
- 中井久夫, 1996, 「1996年1月・神戸」中井ほか『昨日のごとく 厄災の年の記録』みすず書房.
- 中村順子・森綾子・清原桂子著, 2004, 『火の鳥の女性たち 市民がつむぐ新しい公への挑戦』(ひょうご双書6)兵庫ジャーナル社.
- 永藤清子・井上えり子・水島かな江・佐々木和子・清瀬尚子・朴木佳緒留, 1998, 「ジェンダー視点からみた阪神・淡路大震災後の家族・労働・家事分担の実態」『日本家政学会誌 Vol.49 No.2』 pp.173-186.
- 日本学術会議学術とジェンダー委員会, 2006, 「対外報告 提言:ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来」日本学術会議.
- 兵庫県, 2005, 「阪神・淡路大震災の死者にかかる調査について」兵庫県ホームページ, http://web.pref.hyogo.lg.jp/pa20/pa20__000000016.html.
- 藤田正, 1999, 「阪神淡路大震災・働く被災女性公務員(管理職)の手記分析」大阪女子大学『人間関係論集16』 pp.51-75.
- 正井礼子, 2005, 「震災と女性 阪神大震災から10年を振り返って」アジア女性資料センター, 2005, pp.4-9.
- 松野明久, 2005, 「女性と津波災害 アチェ 女性の被害状況をもっと知ろう」アジア女性資料センター, 2005, pp.16-19.
- 山地久美子, 2011, 「自然災害とジェンダーの問題(その1)」(2011年3月11日), <http://wan.or.jp/reading/jp=2157>.